

遠別町簡易水道事業

令和6年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

- 1, 基本方針
- 2, 水道事業の概要
- 3, 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
- 4, 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由
- 5, 臨時の水質検査
- 6, 水質検査の方法及び委託内容
- 7, 試料の採取及び運搬方法
- 8, 委託した検査の実施状況の確認方法
- 9, 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10, その他

1, 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口に加え、水源も行います。
- (2) 検査項目は安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は安全及び法令を充分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等が起こらないよう常時監視を行います。

2, 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 事業体の名称 | 遠別町簡易水道事業 |
| 給水区域 | 遠別町全域及び初山別村字共成の一部 |
| 計画目標年度 | 令和12年度 |
| 計画給水人口 | 2,530人 (令和4年度末給水人口 2,377人) |
| 計画1日最大給水量 | 1,760 m ³ (令和4年度実績1日最大給水量 1,583 m ³) |
| 1日平均給水量 | 1,182 m ³ (令和4年度実績 1,260 m ³) |

(2) 浄水施設

遠別町簡易水道事業には浄水場が1カ所あります。

| | |
|--------------------------|--|
| 浄水場名 | 本町地区浄水場 |
| 通水年度 | 創設 昭和35年 |
| 水源 | 遠別川水系遠別川 (表流水) |
| 水利権 (m ³ /日) | 1,936 m ³ /日 |
| 給水能力 (m ³ /日) | 1,760 m ³ /日 |
| 主な給水区域 | 遠別町全域及び初山別村字共成の一部地域 |
| 主な浄水処理方法 | 急速ろ過 塩素消毒 |
| 主な浄水処理薬品 | (凝集剤) ポリ塩化アルミニウム (アルカリ剤) 水酸化ナトリウム (消毒剤) 次亜塩素酸ナトリウム |

3, 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水の状況

(1) 河川流域

河川表流水を水源としていることから、融雪時期や大雨等の影響による高濁度が懸念される。

(2) 原水水質で留意すべき状況

次表に示す。

| | |
|---------------------------|---|
| 浄水場名 | 本町地区浄水場 |
| 原水の汚染要因 | 降雨、融雪による濁水の発生 |
| 水質管理上注意すべき項目 | pH値、色度、濁度 |
| 浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目 | 塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム） 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウム） アルミニウム及びその化合物（ポリ塩化アルミニウム） |

(3) 水道水の状況（浄水）

今までの水質検査結果より、水質基準を十分満たしており安全で良質な水をお届けしています。

4、水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由

適用範囲：遠別町簡易水道

適用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目と検査頻度

1、水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日1回行う検査についても検査を行います。

2、検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3により行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアに含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目40, 42及び43の検査は、1/5超過項目及び性状確認項目のため年4回(1回はアに含む)行います。

オ より安全な水を供給するため基準項目に加え、原水が表流水であることを考慮し管理目標設定項目検査表(3)の項目1, 2, 3, 13, 14, 19, 27の検査を年1回行います。

カ 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、消毒の残留塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

1、水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2、検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46, 47, 49～51の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。

ウ クリプトスポリジウム等の検査を年1回行います。

エ クリプト指標菌(大腸菌(E. Coli)・嫌気性芽胞菌)の検査を年1回行います。

オ 管理目標設定項目検査票(3)の項目31を年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 浄水（給水栓水） | |
| 採水地点 | 遠別町字本町 遠別浄化センター 給水栓 |
| 選定理由 | 常時採水が容易に行え、末端の給水であることから。 |
| 原水（水道水源） | |
| 採水地点 | 遠別町字幸和 本町地区浄水場 原水蛇口 |
| 選定理由 | 浄水場に取水した原水であり、水質把握の代表的な場所であることから。 |

法令に基づく水質検査表 水質検査表（1）水質基準

| | 項目 | 基準値 | 原則頻度 | 法的検査回数減 | 項目の概要 | |
|----|------------------------------------|----------|-------|------------------------------|-------------|----------|
| 1 | 一般細菌 | 100 個/ml | 月 1 回 | 月 1 回 | 病原微生物 | 健康に関する項目 |
| 2 | 大腸菌 | 不検出 | | | | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | 金属類 | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005 | | | | |
| 5 | セレン及びその化合物 | 0.01 | | | | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01 | | | | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01 | | | | |
| 8 | 六価クロム化合物 | 0.02 | | | | |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04 | | | | |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01 | 3ヶ月1回 | 3ヶ月1回 | 無機物質・消毒副生成物 | |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | 無機物質 | |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 0.8 | | | | |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | 1 | | | | |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 | | | | |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05 | | | | |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 | | | | |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 | | | | |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 | | | | |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 | | | | |
| 20 | ベンゼン | 0.01 | | | | |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 | 3ヶ月1回 | 3ヶ月1回 | 消毒副生成物 | |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 | | | | |
| 23 | クロロホルム | 0.06 | | | | |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 | | | | |
| 25 | ジブromクロロメタン | 0.1 | | | | |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 | | | | |
| 27 | 総トリハロメタン | 0.1 | | | | |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 | | | | |
| 29 | ブromジクロロメタン | 0.03 | | | | |
| 30 | ブromホルム | 0.09 | | | | |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 | | | | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 1 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | 金属類 | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2 | | | | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 0.3 | | | | |
| 35 | 銅及びその化合物 | 1 | | | | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 200 | | | | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 0.05 | | | | |
| 38 | 塩化物イオン | 200 | 月 1 回 | 月 1 回 | 無機物質 | |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | その他 | |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 | | | | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | 有機物質 | |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001 | | | | |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001 | | | | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 | 3ヶ月1回 | 一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1 | 有機物質 | |
| 45 | フェノール類 | 0.005 | | | | |
| 46 | 有機物（TOC） | 3 | 月 1 回 | 月 1 回 | その他 | |
| 47 | pH 値 | 5.8～8.6 | | | | |
| 48 | 味 | 異常でない | | | | |
| 49 | 臭気 | 異常でない | | | | |
| 50 | 色度 | 5 度 | | | | |
| 51 | 濁度 | 2 度 | | | | |

* 1 基準値の1/10以下で原水に変動がない場合は、3年に1回、1/5以下の場合は年1回に検査回数を減じることができる。

水質検査表（２） 1日1回行う検査

| | 1日1回行う検査項目 | 評価 |
|---|---------------|-----------|
| 1 | 色 | 異常なし |
| 2 | 濁り | 異常なし |
| 3 | 消毒の塩素効果（残留塩素） | 0.1mg/l以上 |

管理目標設定項目検査表（３）

| | 項目 | 目標値 |
|----|--|--|
| 1 | アンチモン及びその化合物 | アンチモンの量に関して、0.015mg/l以下 |
| 2 | ウラン及びその化合物 | ウランの量に関して、0.002mg/l以下（暫定） |
| 3 | ニッケル及びその化合物 | ニッケルの量に関して、0.01mg/l以下（暫定） |
| 4 | （項目削除）亜硝酸態窒素 | |
| 5 | 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l以下 |
| 6 | （項目削除）トランス-1,2-ジクロレフィン | |
| 7 | （項目削除）1,1,2-トリクロロエタン | |
| 8 | トルエン | 0.4mg/l以下 |
| 9 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.08mg/l以下 |
| 10 | 亜塩素酸 | 0.6mg/l以下 |
| 11 | （項目削除）塩素酸 | |
| 12 | 二酸化塩素 | 0.6mg/l以下 |
| 13 | ジクロロアセトニトリル | 0.01mg/l以下（暫定） |
| 14 | 抱水クロラール | 0.02mg/l以下（暫定） |
| 15 | 農薬類 | 検出値と目標値の比の和として、1以下 |
| 16 | 残留塩素 | 1mg/l以下 |
| 17 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 10mg/l以上100mg/l以下 |
| 18 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.01mg/l以下 |
| 19 | 遊離炭酸 | 20mg/l以下 |
| 20 | 1,1,1-トリクロロエタン | 0.3mg/l以下 |
| 21 | メチル-t-ブチルエーテル（MTBE） | 0.02mg/l以下 |
| 22 | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 3mg/l以下 |
| 23 | 臭気強度（TON） | 3以下 |
| 24 | 蒸発残留物 | 30mg/l以上200mg/l以下 |
| 25 | 濁度 | 1度以下 |
| 26 | pH値 | 7.5程度 |
| 27 | 腐食性（ランゲリア指数） | -1程度以上とし、極力0に近づける |
| 28 | 従属栄養細菌 | 2,000個/ml以下（暫定） |
| 29 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l以下 |
| 30 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.1mg/l以下 |
| 31 | ペルフルオロオクタンスルホン酸（PHOS）及びペルフルオロオクタン酸（PHOA） | ペルフルオロオクタンスルホン酸（PHOS）及びペルフルオロオクタン酸（PHOA）の量の和として0.00005mg/l以下（暫定） |

5, 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息し、安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理工程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められたとき。

6, 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査項目
建設課水道系の職員が実施します。
- (3) 定期検査
厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。
委託先：一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

7, 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については建設課水道系の職員が行いますが、受注者に採水を依頼する場合がありますので、採水時には受注者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施し受注者が社用車で検査施設まで運搬する。

8, 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる資料を求め、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

9, 水質検査計画及び検査結果の公表

公表は水質検査計画に基づき水質検査を行い、水質検査計画及び水質検査の結果を、ホームページにて公表いたします。

10, その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保につとめます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (4) 住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。